



規 則

鳥取縣規則第二十一號

農地調整法施行細則を次のように定める。

昭和二十三年四月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

農地調整法施行細則

第一條 農地調整法（以下法と稱する。）第三條の規定により農地の管理人又は買取の申出をしようとする者は同條の團体に對し管理にあつては様式第一號、買取にあつては様式第二號の申込書を提出しなければならぬ。

第二條 市町村農地委員會（以下市町村委員會と稱する。）

が農地調整法施行規則（以下規則と稱する。）第一條の規定により農地の管理又は買取の申出をすべき團体

本署ノ大サハ（規定規格A列）

昭和二十三年四月一日

外 木 曜 日

を指定しようとするときは鳥取縣農地委員會（以下縣委員會と稱する。）に對し豫め届けなければならぬ。市町村委員會は前項の規定により指定をしたときは、その市町村の公告式によつてその旨を公示しなければならぬ。

第三條 第一條の團体が農地の管理又は買取をしたときは、様式第三號により、これを知事に報告しなければならぬ。

第四條 農地調整法施行令（以下令と稱する。）第二條第一項の規定により許可を受けようとするときは、連署して様式第四號による申請書をもつて農地、採草地又は放牧地の所在する市町村委員會を経由して知事に提出しなければならぬ。

第五條 法第七條の自作農創設維持の事業によつて創設又は維持された、農地、採草地又は放牧地について抵

00999

當權を設定しようとする者が令第二條第一項の規定による許可を受けようとするときは、様式第五號による申請書を法第七條の自作農創設維持の事業を行う者を經由して知事に提出しなければならない。

第六條 令第二條第二項の規定により承認を受けようとするときは連署して様式第六號による申請書をその農地、採草地又は放牧地の所在する市町村に設置されている委員会に提出しなければならない。

市町村委員会が前項の規定による申請を處理したときはその都度様式第七號によりその状況を知事に報告しなければならない。

第七條 令第四條の規定する書面の交付を受けようとするときは様式第八號による申請をその農地の所在する市町村委員会に提出しなければならない。

市町村委員会は前項の申請を處理しようとするときは次の各號によらなければならない。

一 一事案の重要なものについては會議を開き又は知事の指示を受けること。

二 その農地が小作地である場合には法第九條第三項の承認（昭和二十三年十二月三十一日までには知事の許可）を受けたものである場合に限ること。

前項の書面は別に定めるものを除くの外様式第九號によること。

委員会が第一項の規定による申請を處理したときは、その都度様式第十號により、處理状況を知事に報告しなければならない。

第八條 令第五條の規定による許可を受けようとするときは、様式第十一號による申請書をその農地の所在する市町村委員会を經由して知事に提出しなければならない。

第九條 令第五條第六號の規定に基く昭和二十一年農林省告示第四百四拾參號第二號の規定により一團地五十坪未満の農地を耕作以外の目的に供しようとするものは様式第十二號による申請書をその農地の所在する市町村委員会に提出しなければならない。

市町村委員会は前項の規定による申請を處理したとき

01000

はその都度様式第十三號によりその状況を知事に報告しなければならない。

第十條 市町村委員会はその所在する市町村の地域内において令第五條第一號乃至第五號の規定に該當するものとして知事の許可を受けずに農地を潰廢したものにつき様式第十四號によりその状況を報告しなければならない。

第十一條 法第六條ノ二第一項但書の規定によつて許可を受けようとするときは様式第十五號による申請書をその農地の所在する市町村委員会を經由して知事に提出しなければならない。

第十二條 委員会法第六條ノ三第一項の規定による申請をしようとするときは様式第十六號による申請書を知事に提出しなければならない。

第十三條 法第六條ノ四第一項の規定による許可を受けようとするときは様式第十七號による申請書をその農地の所在する市町村委員会を經由して知事に提出しなければならない。

第十四條 令第十條の自作農創設維持の事業によつて土地の取得若しくは資金借受の斡旋を受けようとする者又は資金を借受けようとする者はその住所のある市町村の令第十條の事業を行う団体又は市町村委員会に対し様式第十八號による申請書を提出しなければならない。

第十五條 令第十條の事業を行う団体が規則第四條第二項第一號但書、第二號但書又は第三號の規定による承認を受けようとするときはその事由を具し申請書を知事に提出しなければならない。

第十六條 令第十條の事業を行う団体又は市町村委員会が規則第五條の規定による承認を受けようとするときは様式第十九號による申請書を知事に提出しなければならない。

承認を受けた事業につき重大なる變更をしようとするとき亦同じである。前項の書類の外知事は必要と認める書類の提出を命ずることがある。

第十七條 前條の規定による承認を受けた団体又は市町村委員会は翌年度六月十日までに様式第二十號による事業報告書を知事に提出しなければならない。

第十八條 法第九條第三項又は第十四條ノ二の規定による承認を受けようとするときは貸借の解除若しくは解約又は更新拒絶の通知若しくは條件を變更しなければ更新しないことの通知を發する日から一月前までに様式第二十一號による申請書とその農地又は採草地、放牧地若しくは薪炭林の所在する市町村委員会に提出しなければならない。

市町村委員会が前項の規定による申請を處理したときはその都度様式第二十二號によりその状況を知事に報告しなければならない。

第十九條 法第九條ノ三の規定により許可を受けようとするときは様式第二十三號による申請書とその農地の所在する市町村委員会を経由して知事に提出しなければならない。

第二十條 委員会法第九條ノ四の規定により認可を受けようとするときは様式第二十四號による申請書とその農地の所在する市町村委員会を経由して知事に提出しなければならない。

ようとするときは様式第二十四號による申請書を知事に提出しなければならない。

第二十一條 法第十四條ノ三第一項の規定により承認を受けようとするときは様式第二十五號による申請書とその土地又は立木の所在する市町村委員会に提出しなければならない。

前項の承認を受けた者が法第十四條ノ三第三項の規定により裁定の申請をしようとするときはその承認のあつた日から二月内にその理由を具しこれをしなければならない。

市町村委員会前二項の規定による處理をしたときは夫々様式第二十六號によりその状況を知事に報告しなければならない。

第二十二條 市町村委員会法第十四條ノ五第二項但書の規定により認可を受けようとするときは様式第二十七號による申請書を知事に提出しなければならない。

第二十三條 法第十四條ノ八の規定により訴願をしようとするときはその處分をした行政廳を経由して様式第二十八號による申請書を知事に提出しなければならない。

第二十八號による書面を知事に提出しなければならない。

第二十四條 令第十四條に規定する事項について市町村委員会に斡旋を求めようとする者は書面を以つて申請しなければならない。

但しやむを得ない場合には口頭をもつて申請することができる。

第二十五條 市町村委員会が令第十五條第三項の規定により縣委員会に處理の申出をしようとするときは事由を具し書面を以つて、これをしなければならない。

第二十六條 市町村委員会が會議を開くに當つて會長に事故があるときは委員のうち年令もつとも多い者がこれを招集しなければならない。

第二十七條 委員会は法第十五條ノ二第二項の規定による會長の互選ができないときは知事にその旨を届け出なければならない。

第二十八條 法第十五條ノ二第八項の規定による委員を選任すべき旨を請求しようとするときは様式第二十九號による同意書を知事に提出しなければならない。

第二十九條 法第十五條ノ九第二項の規定による請求があつたときは地方自治法第八十一條に規定する市町村の選挙管理委員会は遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

第三十條 法第十五條ノ二第八項の規定により知事が選任した委員が次の各號の一に該當するようになったときは市町村委員会の會長は遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 死亡したとき。
- 二 職務を行うことが出来なくなつたとき。
- 三 その他法第十五條ノ二第三項の規定により選挙された委員の同意によつて解任を相當と認められたとき。

第三十一條 令第三十一條但書の規定による許可を受けようとするときは様式第三十號による申請を知事に提出しなければならない。

第三十二條 市町村長は令第三十六條の規定により當事者の一方又は双方より次の費用につきその實費を徴収することができる。

01003

- 一 委員の旅費及び宿泊料
  - 二 臨時に雇われた者の賃金
  - 三 その他特別の行爲をしたために要した費用
- 第三十三條 令第三十九條に規定する事項について縣委員會に對し斡旋を求めようとするときは書面を以て申請しなければならぬ。

第三十四條 市町村委員會又は縣委員會が令第十四條又は令第三十九條に規定する事項を處理したときは様式第三十一號により翌月十日までに法第十四條の規定による裁判所に對する意見の申出をなしたときはその都度これを知事に報告しなければならない。

第三十五條 市町村委員會はその市町村が規則第四十一條第一項各號の一に該當するようになったときは遅滞なくこの旨知事に届け出なければならない。

第三十六條 市町村委員會は會長及び委員に異動があつたときは遅滞なく知事に届け出なければならない。

第三十七條 市町村委員會及び縣委員會には次の帳簿を備付けなければならない。

- 一 委員名簿
- 二 議事録
- 三 議事規則
- 四 庶務日誌

第三十八條 この規則において市町村委員會を經由して知事に提出すべき書類を受けたときは市町村委員會は意見を附し遅滞なくこれを進達しなければならない。

附 則

第一條 この規則は公布の日からこれを施行する  
但し第十九條の規定は昭和二十四年一月一日からこれを施行する。

第二條 昭和二十二年鳥取縣令第十四號農地調整法施行細則はこれを廢止する。

第三條 昭和二十二年法律第二百四十號附則第三條第一項の規定により市町村委員會の承認を受けようとするときは様式第三十二號による申請書とその農地の所在する市町村委員會に提出しなければならない。

委員會前項の規定による申請を處理したときはその都

01004

度様式第三十三號によりその状況を知事に報告しなければならない。

第四條 昭和二十二年法律第二百四十號附則第三條第五項の規定により訴願をしようとするときは様式第三十四號による書面を縣委員會に提出しなければならない。

第五條 昭和二十二年法律第二百四十號附則第六條の規定により許可を受けようとするときは様式第三十五號による申請書とその農地探草地又は放牧地若しくは薪炭林の所在する市町村委員會を經由して知事に提出しなければならない。

様式第一號 農地管理申込書

- 一 管理申出の事由
- 二 管理の方法
- 三 土地表示及び農地所有者又は小作人住所氏名等

所在地	地番	土地台帳目録	現況	町反歩	管小作料希望する農地小作料	所有人名	住所氏名	備考
			反別		間期小作料	條小作料	條小作料	

右の農地の管理方お願ひする。

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

名 印

市町村(團體名) 長殿

様式第二號 農地買取申込書

一 買取申出の事由

二 土地表示、小作人その他土地に關し使用收益の權利を有する者の住所氏名等

所在地	地番	土地台帳目録	現況	町反歩	地租讓渡小作人その他土地に關し使用收益の權利を有する者の住所氏名	種類	小作料	年平
			反別		賃貸する者の住所氏名	價格	價格	

右の農地の買取方お願ひする。

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

名 印

市町村(團體名) 長殿

様式第三號

農地の管理(買取)報告書

次のように管理(買取)を實施したので農地調整法施行細則第三條の規定により次の事項を添えて報告する。

記

- 一 申出人の氏名及び住所
- 二 管理(買取)の事由
- 三 管理(買取)農地の所在、地番、地目(土地臺帳の地目が現況と異なるときは土地臺帳の地目及び現況による地目)及び面積
- 四 管理(買取)の條件
- 五 その他参考となる事項

昭和 年 月 日

事務所の所在地

團休長 氏 名

鳥取縣知事氏名殿

様式第四號

農地調整法施行令第二條第一項の規定による許可申請書

農地調整法施行令第二條第一項の規定による

につき許可方申請する。

記

- 一 申請者の氏名、住所及び職業(法人にあつては名稱、主なる事務所の所在地、業務の種類及び代表者の氏名)
- 二 當該農地、採草地又は放牧地(農地である採草地又は放牧地並に植林の目的その他採草及び家畜の放牧以外の目的に主として供せられる採草地又は放牧地を除く以下同じ。)の所在、地番、地目(土地臺帳の地目が土地の現況と異なるときは土地臺帳の地目及び現況による地目以下同じ。)面積、利用状況及び普通收穫高
- 三 契約締結の事由及びその内容
- 四 契約の當事者の世帯(同居の親族又はその配偶者をいう以下同じ。)において所有する農地、採草地又は放牧地の面積、耕作又は養畜の業務に供する農地、採草地、又は放牧地の面積、その世帯員の狀態

及びその世帯において農業に従事する者の員數

- 五 當該農地、採草地又は放牧地を耕作、採草又は家畜の放牧以外の目的に供するために必要とする事業又は施設の概要及び建築物その他の工作物を設置しようとする場合においてはその規模の概要
- 六 當該農地、採草地又は放牧地を耕作、採草又は家畜の放牧以外の目的に供することに因り附近の農地、採草地又は放牧地若しくは作物に及ぼすことのあるかも知れない被害の防除施設の概要
- 七 當該農地、採草地又は放牧地を耕作、採草又は家畜の放牧以外の目的に供しようとするときは當該農地、採草地又は放牧地の使用者の離作に對し採らうとする處置
- 八 その他参考となるような事項

昭和 年 月 日

住所

氏 名

住所

様式第五號

鳥取縣知事氏名殿

氏 名

農地調整法施行令第二條第一項の規定による抵當權設定許可申請書

農地調整法施行令第二條第一項の規定による抵當權設定につき許可方申請する。

記

- 一 申請者の氏名及び住所
- 二 當該農地、採草地又は放牧地の所在、地番、地目及び面積
- 三 契約締結の相手方及び契約の内容
- 四 その他参考となるような事項

昭和 年 月 日

住所

氏 名

住所

様式第六號

鳥取縣知事氏名殿

01007

農地調整法施行令第二條第二項の  
規定による承認申請書

つき承認方申請する。

記

- 一 申請者の氏名、住所及び職業
- 二 當該農地、採草地又は放牧地の所在、地番、地目、面積、利用状況及び普通收穫高
- 三 契約締結の事由及びその内容
- 四 契約の當事者の世帯において所有する農地、採草地又は放牧地の面積、耕作又は養畜の業務に供する農地、採草地又は放牧地の面積、その世帯員の状態及びその世帯において農業に従事する者の員數
- 五 その他参考となるような事項

昭和 年 月 日

住所 氏名

市町村農地委員會御中  
農地調整法施行細則第六條による報告書  
況を次のように報告する。

申請年月日	申請當事者	住所	農地、採草地又は放牧地の面積	耕作又は養畜の業務に供する面積	世帯員及別申請の面積	地目	権利の種類	處分の理由
昭和 年 月 日								

鳥取縣知事氏名殿  
市町村農地委員會 印  
農地調整法施行令第四條に規定する  
書面交付申請書

01008

左記による農地についての権利の取得は農地調整法第五條第四號に該當することを證する書面を交付されるよう農地調整法施行細則第七條により左記事項を添えて申請する。

記

- 一 讓渡者（設定者）及び取得者の氏名及び職業
- 二 取得権利の種類及び原因
- 三 當該農地の所在地番、地目、面積並に所有者及び耕作者の氏名住所及び職業
- 四 權利取得を必要とする事由及び其の内容
- 五 讓渡者及び取得者の農地の面積、耕作面積及びその世帯員にして耕作に従事する者の員數
- 六 其の他参考となるような事項

昭和 年 月 日

住所 氏名

市町村農地委員會御中  
様式第九號

證明書（農地調整法施行令第四條による）  
權利讓渡者（設定者）住所  
氏名  
權利取得者 住所  
氏名  
農地の表示  
氏名

(市郡)	(町村)	大字	字	地番	地目	面積	取得種類	原因	備考

右の者は農地調整法第五條第四號並に同法施行令第五條第一號に該當することを證明する。

昭和 年 月 日  
市町村農地委員會會長 氏名

様式第十號  
農地調整法施行細則第七條による報告書  
農地調整法施行細則第七條の規定による申請の處理状況を次のように報告する。



記

- 一 申請及び譲渡又は譲受の相手方の氏名、住所及び職業
- 二 當該農地の所在、地番、地目及び面積
- 三 許可を受けようとする事由
- 四 當該農地の賃賃價格
- 五 當該農地の水利、交通の良否、利用状況及び普通收穫高並に小作地であるときは小作地の額及び減免條件
- 六 當該農地が永小作地であるときは永小作權の價格
- 七 當該農地につき小作權賣買の慣習があるときはその價格
- 八 當該農地の譲渡後における使用目的
- 九 當該農地の譲渡又は譲受の原因及び價格
- 十 その他参考となるような事項

昭和 年 月 日

住 所

氏

名

㊦

鳥取縣知事氏名殿

様式第十六號

農地調整法第六條の三第一項の規定による申請書左記區域につき農地調整法第六條ノ二第一項の率に代るべき率（農地調整法第六條ノ二第一項に規定する以外の基準により同項の額に代るべき額）を定めることを適當と認めるので別紙關係書類を添え申請する。

記

- 一 率（又は額）を改定しようとする區域
- 二 改定しようとする事由の詳細
- 三 改定しようとする率（又は額）
- 四 率（又は額）の決定方法
- 五 その他参考となる事項

昭和 年 月 日

市町村農地委員會 ㊦

鳥取縣知事氏名殿

様式第十七號

農地調整法第六條ノ四第一項の規定による認可申請書

賃賃價格のない農地を譲渡したのでその價格につき

農地調整法第六條ノ四第一項の規定により認可方申請する。

記

- 一 申請者及び譲渡又は譲受の相手方の氏名及び職業
- 二 當該農地の所在、地番、地目及び面積
- 三 許可を受けようとする事由
- 四 賃賃價格のある近傍類似の農地の所在、地番、地目、面積及び賃賃價格
- 五 當該農地の水利、交通の良否、利用状況及び普通收穫高並に小作地であるときは小作料の額及び減免條件
- 六 當該農地が永小作地であるときは永小作權の價格
- 七 當該農地につき小作權賣買の慣習があるときはその價格
- 八 當該農地の譲渡後における使用目的
- 九 當該農地の譲渡又は譲受の原因及び價格
- 十 その他参考となるような事項

昭和 年 月 日

住 所

氏

名

㊦

鳥取縣知事氏名殿

様式第十八號

一、自作農創設あつた申請書（資金を要しないもの。）左記のように自作農創設をいたしたので農地調整法施行細則第四條の規定によりあつた旋方申請する。

記

家族の状況		購入前の状況		購入後の状況	
氏名	年齢	性別	職業	地目	面積
男		別業に従事する者	耕作又は養畜の業務に供している	田	反
女		内耕作又は養畜の業務に従事する者	耕作又は養畜の業務に供している	畑	反
計				計	







第三計畫の實施方法  
收支豫算書

科 目	本年度 豫算額		前年度 豫算額		増減	備考
	本年 度	前年 度	本年 度	前年 度		
縣補助金						
何々						
計						
支出						
科 目	本年度 豫算額	前年度 豫算額	増減	備考		
工事費						
貸付金						
計						

様式第二十號

自作農創設維持事業報告書

昭和 年において農地調整法施行細則第十條の承認  
をうけた自作農創設維持事業は別紙のようであるから

農地調整法施行細則第七條の規定により報告する  
事業報告書

第一 自作農創設維持状況

(一) 個人の既墾農地の自作農創設

人員 區 分	地積又 棟數		同上價格		借入 資金額	備考
	地積 又 棟數	同上 價格	借入 資金額	備考		
畑田						
小地						
宅地						
採草地						
放牧地						
其他						
計						
施設						

注意一、團體の一括購入により自作農創設せられたも  
のは本表に含ませぬこと。

二、借入資金額には報償資金を含ませぬこと。

(以下同じ。)

三、備考に借入資金の金融機關別の資金の種類別  
金額を記載すること。(以下同じ。)

(二) 團體の既墾農地の自作農創設

(三) 團體の一括購入せるもの。

人員 區 分	地積又 棟數		同上價格		借入 資金額	備考
	地積 又 棟數	同上 價格	借入 資金額	備考		
畑田						
小地						
宅地						
採草地						
放牧地						
其他						
計						
施設						

(三) 團體が一括購入したる土地又は施設を個人に  
譲渡したもの。

(三) 自作農維持

人員 區 分	地積又 棟數		同上價格		借入 資金額	備考
	地積 又 棟數	同上 價格	借入 資金額	備考		
畑田						
小地						
宅地						
採草地						
放牧地						
其他						
計						
施設						

(四) 個人の開發農地の自作農創設

注意二、開發農地とは開發して自作地となつた土地及  
び農地開發營團等の開發した農地を謂う。(以  
下同じ。)

二、同上價格には土地價額開發費及び施設の建設  
費若しくは購入費を記載すること。(以下同じ。)

(五) 團體の開發農地の自作農創設

(三) 團體の一括購入せるもの

(四) に準ずる。但し人員とあるのを團體數  
とする。

01018

01016

(ろ) 団体が一括購入した土地又は施設を個人に譲渡したもの。  
 (二)の(ろ)に準ずる。  
 (六) 農地調整法第四條ノ三の規定による裁定についての調

件裁定  
 區分  
 地積又は棟數  
 同上  
 権利の譲渡を受け元権利者數  
 備考

田	畑	小畑	宅地	探草地	放牧地	其他	地	其他	計

注意 (一) (二)の(イ)及び(五)の(イ)中裁定によつたものがあるときは本表により更に記載すること。  
 第二 事業施行後の状況  
 (一) 資金の償還成績

第二 事業施行後の状況  
 (一) 資金の償還成績

資金本年度償還金過年度納金計  
 納入済現在未納金額人員備考  
 注意 納入済金額、未納金額及び未納人員に付ては翌年度五月末現在につき記載すること。

(二) 資金の繰上償還

資金繰上償還金額	同上に對する人員	田畑計	探草地	放牧地	其他	地	其他	計

(三) 資金の償還方法の變更

資金の種別	人員	同上に對償還方法變更後前償還方法の償還方法	備考

注意 備考に償還方法の變更をした事由の概要を記載すること。

(四) 行政官廳の認可又は事業者の承認を受けた自作地の権利の變動又は自作の廢止

事項別	人員	田	畑	計	探草地	放牧地	宅地	其他	積	備考
		反	反	反	反	反	反	反		

注意 自作地の讓渡自作の廢止及物權の設定別に記載すること。

(五) 違反行爲

違反行爲があつたときは人員、地目別、地積内容、其他参考となる事項を記載すること。

年 月 日  
 事務所の所在地

團體長 氏 名 園

又は市町村農地委員長氏名

鳥取縣知事氏名殿

様式第二十一號

一 農地調整法第九條第三項の規定による承認申請書  
 農地の賃貸借の解除(解約、更新拒絕)をしたいので

承認方申請する。

記

- 申請者の氏名、住所及び職業
- 當該農地、探草地又は放牧地の所在、地番、地目、利用状況及び普通收穫高
- 契約の當事者の世帯において所有する農地の面積、耕作の業務に供する農地の面積、その世帯員の状態及びその世帯において農業に従事する者の員數
- 賃貸借契約の内容
- 賃貸借の解除、解約又は更新の拒絕をしようとする事情の詳細
- 六 賃貸借の解除又は解約をしようとするときは當該農地の引渡を受けようとする時期
- 七 期間の定めのある賃貸借契約につき條件を變更しなければ當該契約の更新を拒もうとするときは變更しようとする條件の内容
- 八 その他参考となるような事項

昭和 年 月 日

01021

住所 氏名 ㊦

市町村農地委員会御中

二、農地調整法第十四條ノ二の規定による承認申請書  
 薪炭林、採草地又は放牧地の賃貸借（その他その使用  
 収益を目的とする有償の契約）の解除（解約、更新拒  
 絶）をしないので承認方申請する。

記

- 一 申請者及契約の相手方の氏名、住所及び職業
- 二 当該薪炭林、採草地又は放牧地の所在、地番、地目、面積、利用状況及び当該薪炭林、採草地又は放牧地が農地調整法第七條の自作農創設維持の事業によつて創設又は維持された土地であるときは、その旨
- 三 契約の當事者の世帯において耕作又は養畜の業務に供している農地、薪炭林、採草地及び放牧地の面積、その世帯員の状態及びその世帯において耕作又は養畜の業務に従事する者の員數

四 契約の内容

五 契約の解除、解約又は更新拒絶をしようとする事情の詳細

六 契約の解除又は解約をしようとするときは当該薪炭林、採草地又は放牧地の引渡を受けようとする時期

七 期間の定めのある契約につき条件を変更しなければ当該契約の更新を拒もうとするときは変更しようとする条件の内容

八 その他参考となるような事項

昭和 年 月 日

住所

氏名

㊦

市町村農地委員会御中

様式第二十二號

農地調整法施行細則第十八條による報告書  
 農地調整法施行細則第十八條の規定により次のように報告する。

記

01022

01053

申 年 月 日	當事者 住所 氏名	農地(採草耕作)地、放牧地、薪炭林、畜舎及び同種地目、面積、耕作又は養畜の業務に係る面積、結果
賃借人		
賃借人		

昭和 年 月 日

市町村農地委員会 ㊦

鳥取縣知事氏名殿

様式第二十三號

農地調整法第九條ノ三の規定による許可申請書  
 農地の賃貸料を引き上げたいので農地調整法第九條ノ  
 三但書の規定により許可方申請する。

記

- 一 申請者及び当該農地の賃借人又は永小作権者の氏名及び住所
- 二 当該農地の所在、地番、地目及び面積並に利用状況及び普通收穫高
- 三 許可を受けようとする事由

四 当該農地の小作料その他契約の内容  
 五 許可を受けようとする小作料並にその適用の時期及び期間

六 その他参考となるような事項

昭和 年 月 日

住所

氏名

㊦

鳥取縣知事氏名殿

様式第二十四號

農地調整法第九條ノ四の規定による認可申請書  
 小作料の額又は減免条件を改定したいので農地調整法  
 第九條ノ四第一項(第五項)の規定により委員会の決  
 議録の謄本を附し認可方申請する。

記

- 一 決定の理由及び経過
- 二 決定の方法
- 三 決定しようとする小作料の額又は減免条件その他農地の賃貸借若しくは永小作又はそれに附随する契

約條件

- 四 決定をした小作料等を適用する農地の所在、地番、地目及び面積
- 五 その他参考となるような事項

昭和 年 月 日

市町村農地委員会 印

鳥取縣知事氏名殿

様式第二十五號

農地調整法第十四條ノ三第一項の規定による承認申請書

農地調整法第十四條ノ三第一項の規定により土地(立木)につき使用權の設定をしたいので承認方申請する。

記

- 一 申請者及び當該土地又は立木の所有者その他これに關して權利を有する者の氏名又は名稱及び住所
- 二 當該土地の所在、地番、地目、面積又は立木の所在、樹種、數量及び土地又は立木の利用狀況
- 三 當該土地又は立木に設定される使用權の内容及び存續期間

- 四 申請者の布望する使用權の對價、その支拂方法及び時期
- 五 その他参考となるような事項

昭和 年 月 日

住所

氏 名 印

市町村農地委員会御中

様式第二十六號

農地調整法施行細則第二十一條の規定による報告書土地(立木)の使用權設定につき次のように承認したので報告する。

記

承認申請年月日	申請者住所氏名	土地(立木關係面積)の所有者(立木の樹種石數)	使用權の種類及び存續期間

昭和 年 月 日

市町村農地委員会 印

鳥取縣知事氏名殿

様式第二十七號

農地調整法第十四條ノ五第二項但書の規定による承認申請書

農地調整法施行令第十三條ノ二第一項第 號に該當するもので委員會の決議録謄本並に法第十四條ノ三第一項の承認申請書を附し認可方申請する。

記

- 一 決定の理由及びその経過
- 二 その他参考となるような事項

昭和 年 月 日

市町村農地委員会 印

鳥取縣知事氏名殿

様式第二十八號

農地調整法第十四條ノ八の規定による訴願書

昭和 年 月 日の公示による 村(市町)農地委員會の裁定に關し左記事項について不服があるので農地調整法第十四條ノ八第一項の規定により訴願書を提出する。

記

- 一 訴願事項
- 二 訴願の理由
- 三 その他参考となるような事項

昭和 年 月 日

住所

氏 名 印

鳥取縣知事氏名殿

様式第二十九號

農地調整法第十五條ノ二第八項の中立委員選任申請書

農地調整法第十五條ノ二第八項の規定による中立委員の選任方申請する。

希望する中立委員の數及び住所氏名

昭和 年 月 日

何々農地委員會長 印

鳥取縣知事氏名殿

同意者

氏 名 印

01025

様式第三十號

農地調整法施行令第三十一條但書の規定による認可申請書

左記の事由により農地調整法施行令第三十一條本分の規定に拘らず會議を開く必要があるので認可方申請する。

記

- 一 農地調整法第十五條ノ二第三項の區分の一につき委員の欠けている理由
- 二 開くべき事由
- 三 その他参考となるような事項

昭和 年 月 日 市町村農地委員會 印

鳥取縣知事氏名殿

様式第三十一號

市町村(縣)農地委員會處理事項報告書

次のように處理したので報告する。

處理事項	處理結果の概要	備考
------	---------	----

昭和 年 月 日 市町村農地委員長 印

様式第三十二號

鳥取縣知事氏名殿

- 一 申請者及び協議の相手方の氏名及び住所
- 二 當該農地の所在、地番、地目及び面積
- 三 當該農地につき現に耕作の業務を営んでいる者の

記

昭和二十二年法律第二百四十號附則第三條第一項の規定による承認申請書

賃貸借契約の締結につき昭和二十二年法律第二百四十號附則第三條第一項の規定によりその所有者(轉貸人)に對し請求することの承認方申請する。

01026

70010

氏名又は名稱及び住所

- 四 當該農地の賃貸借の解除、解約(合意解約も含む)又は更新の拒絶のあつた事情の詳細
- 五 協議の當事者の世帯(同居の親族又はその配偶者をいう。以下同じ。)において所有する農地の面積、耕作の業務に供する農地の面積
- 六 當該農地の引渡を受けようとする時期
- 七 その他参考となるような事項

昭和 年 月 日 住所

氏名 印

市町村農地委員會御中

様式第三十三號

昭和二十三年鳥取縣令第二十一號附則第二條の規定による報告書

昭和二十二年法律第二百四十號附則第三條第一項の規定により左記のように承認したので報告する。

記

申請受承認申請番號	申請者の住所	協議の相手方の住所	關係農地の所在	承認事由	備考
年月日	氏名及び家族數	氏名及び家族數	面積	地目	

鳥取縣知事氏名殿

市町村農地委員會 印

昭和二十二年法律第二百四十號附則第三條第五項の規定による訴願書

昭和 年 月 日 村(市町)農地委員會

ら昭和二十二年法律第二百四十號附則第三條第四項の規定による賃貸借契約の締結に關する裁定通知があつたが左記事項について不服があるので同條第五項の規定により訴願書を提出する。

記

- 一 訴願事項
- 二 訴願の理由

01027

39010

鳥取縣農地委員會御中  
様式第三十五號

一、昭和二十二年法律第二百四十號附則第六條の規定による許可申請書(農地の場合)  
農地の賃貸借の解除(解約、更新拒絶)をしたいので許可方申請する。

記

- 一 申請者の氏名、住所及び職業
- 二 当該農地、採草地又は放牧地の所在、地番、地目面積、利用状況及び普通收穫高
- 三 契約の當事者の世帯において所有する農地の面積、耕作の業務に供する農地の面積、その世帯員の状況及びその世帯において農業に従事する者の員數
- 四 賃貸借契約の内容
- 五 賃貸借の解除、解約又は、新の拒絶をしようとする事情の詳細

鳥取縣知事氏名殿

- 六 賃貸借の解除又は解約をしようとするときは当該農地の引渡を受けようとする時期
- 七 期間の定めのある賃貸借契約につき条件を変更しなければ当該契約の更新を拒もうとするときは變更しようとする条件の内容
- 八 その他参考となるような事項

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

- 一 申請者及び契約の相手方の住所及び職業

二、昭和二十二年法律第二百四十號附則第六條の規定による許可申請書(薪炭林、採草地、放牧地の場合)  
薪炭林、採草地又は放牧地の賃貸借(その他その使用収益を目的とする有償の契約)の解除(解約、更新拒絶)をしたいので許可方申請する。

01028

39010

鳥取縣知事氏名殿

昭和 年 月 日  
住 所  
氏 名

氏 名

- 二 当該薪炭林、採草地又は放牧地の所在、地番、地目面積、利用状況及び当該薪炭林、採草地又は放牧地が農地調整法第七條の自作創設維持の事業によつて創設又は維持された土地であるときはその旨
- 三 契約の當事者の世帯において耕作又は養畜の業務に供している農地、薪炭林、採草地及び放牧地の面積、その世帯員の状況及び世帯において耕作又は養畜の業務に従事する者の員數
- 四 契約の内容
- 五 契約の解除、解約又は更新拒絶をしようとする事情の詳細
- 六 契約の解除又は解約をしようとするときは当該薪炭林、採草地又は放牧地の引渡を受けようとする時期
- 七 期間の定めある契約につき条件を変更しなければ当該契約の更新を拒もうとするときは變更しようとする条件の内容
- 八 その他参考となるような事項